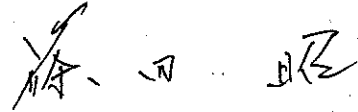


新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年7月31日

新潟県後期高齢者医療広域連合長



新潟県後期高齢者医療広域連合規則第3号

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則（平成20年新潟県後期高齢者医療広域連合規則第1号）の一部を次のように改正する。

第11条中「限度額適用・標準負担額減額の認定」の次に「、限度額適用の認定」を加える。

第20条の見出しを「（限度額適用・標準負担額減額の認定申請）」に改め、同条第1項中「限度額適用・標準負担額減額の認定」を「認定」に改める。

第22条の次に次の3条を加える。

（限度額適用の認定申請）

第22条の2 省令第66条の2第1項の規定による限度額適用の認定に関する申請書の様式は、後期高齢者医療限度額適用申請書のとおりとする。

2 広域連合長は、前項の申請を不承認としたときは、不支給、不承認決定通知書により、当該被保険者に対し通知するものとする。

（限度額適用認定証の更新）

第22条の3 省令第66条の2第6項の規定による限度額適用認定証の更新は、1年ごとに行う。

2 限度額適用認定証の更新時期は、特段の事由がある場合を除き、毎年8月1日とする。

（限度額適用認定証の再交付申請）

第22条の4 省令第66条の2第6項の規定による限度額適用認定証の再交付に関する申請書は、後期高齢者医療被保険者証等再交付申請書のとおりとする。

附 則（平成30年7月31日規則第3号）

この規則は、平成30年8月1日から施行する。